

初学者段階から本試験 1 分前まで使い倒せる、
非常にコンパクトなテキスト！

短答合格に必要な知識を完全網羅。
さらに、論文対策用に全体を加工しました。
機能性と実践性と網羅性とを兼ね備えた、
読みやすい条文単位のテキストです。

どのテキストよりもコンパクトにできました！
その差一目瞭然！！
これだけの教材で合格へ導きます！

これまでの
受験指導

TAC /
Wセミナー

4A条解テキスト

4A 条解テキスト 憲法
＜TAC司法試験講座＞ 無断複製・無断転載等を禁じます。

● 条文

条文を掲載しながら、**類書の数分の一の薄さ**に収めました。何度もくり返し回せます！

第13条 □ □ □

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

前段（個人の尊重）

- 趣旨 憲法における究極目的である個人（尊重）主義を宣言した。
- 未成年者 = 「尊重される」べき「個人」として未成熟 **解釈**
→自己加害防止のためのパターンナリズムに基づく規制（未成年者の人権の＜対立利益＞）

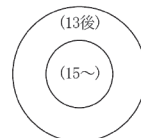
条文から読み取れる知識は、**徹底的に、条文に基づいて説明**しています。

- 個人として尊「重」 ≤ 個人の尊「厳」（24条2項）

「4A論文解法パターン講義・テキスト」とのリンクもバッチリ！

後段（幸福追求権～公共の福祉）

- 性質
 - 包括性：13条後段は、15条以下の全ての人権を含む。
 - 補充性：15条以下で保障されなくても、13条後段で保障しうる。
⇒13条後段の検討は後回し。
 - 自己実現の価値はあるが、自己統治の価値は乏しい。



他の知識とのリンク・相互関係も明示しています。

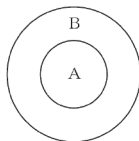
● 要件・効果

憲法ですら、**知識を要件・効果の形できっちりと整理**しています。ここまで徹底して全科目を要件・効果の体系で整理している教材は、4A条解テキストだけです。

2 要件

- 「生命、自由及び幸福追求に対する」 **解釈**
 - A：人格的生存に不可欠な利益に限定（人格的利益説） ∴人権のインフレ化防止
 - B：全ての自由（一般的行為自由説） ∴個人の尊重（前段）、補充性（上記1(1)イ）

※Aに当たれば、Aを含むBにも当然当たるので、争いなし 一解釈なしでもOK
※Aに当たらないときに、Bにより13条後段で保障しなければ、憲法上の問題にすることは難しい（補充性：上記1(1)イ）。
→例外的に、両説おさえる必要あり。



知識そのものだけでなく、**論文・短答式試験における実践的な知識の使い方**も示しています。

● 解釈

解釈問題（論点）を条文の文言に位置づけて整理し、**論文答案にそのまま書けるコンパクトで実践的な解釈（論証）**も示しています。

● 判例

膨大な判例知識を、**本試験合格に必要な内容に徹底的に絞って掲載**しています。判旨の重要部分には下線を引いてポイントを掴みやすいようにしています。

判例

- ア 包括的人格権
- (ア) とらわれの聴衆事件 [最判昭63.12.20]
- ＜事案＞ 市営地下鉄の列車内での商業宣伝放送につき、通勤客が差止・損害賠償を請求した。
- ＜結論＞ 一般乗客にそれ程の嫌悪感を与えるものではないなどの事情の下では違法性がない。
- **Point** 閑所で見たくないものを見ない・聞きたくないものを聞かない自由の法的構成。
→心の静穏を乱されない利益は、広義のプライバシー（伊藤補足意見）・人格権に含まれる。
→消極的情報受領権＝情報受領しない権利（cf. 21条1項後段・2(2)ウ）とも構成できる。
- (イ) 公立図書館蔵書廃棄事件 [最判平17.7.4]
- ＜事案＞ 公立図書館職員が個人的な好みで図書を廃棄したことにつき、著作者等が人格的利益等を侵害され精神的苦痛を受けたとして、国賠法1条1項に基づき慰謝料請求した。

● POINT

「4A」における判例の「技」の使い方を示しています。